

重度身体障害者グループホームフロム千束の運営について

1 経緯

身体障害者生活ホームフロム千束は、福祉ホームから日中サービス支援型のグループホームとして整備する。これにより、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）における位置づけが変わるため、現行の東京都台東区障害者生活ホーム条例（以下「生活ホーム条例」という。）を廃止する。

これに合わせて、整備後のフロム千束の運営形態を指定管理者制度から行政財産使用許可に変更する。

2 変更理由

- （１）高齢化・重度化により利用者の状態や生活スタイルが変化していくなど、利用期間の長い障害者グループホーム特有の課題に対して、支援体制の速やかな変更など自主的な対応が可能になるため。
- （２）障害者施設に対するニーズの変化が生じた場合においても、事業内容の柔軟な変更・調整が可能となるため。
- （３）区立施設では、介護給付費が減額となる事業があることや、都補助の対象外になる場合があることから、運営形態の変更により歳入確保を図ることができるため。

3 変更内容

	現行	変更後
法令上の位置づけ	福祉ホーム (法第5条第28項)	共同生活援助 (法第5条第17項)
運営形態	指定管理者制度	行政財産使用許可
運営法人	社会福祉法人台東つばき福祉会	社会福祉法人台東つばき福祉会
設置条例	あり	なし
建物管理	委託	委託

4 今後の予定

令和7年12月	入居者募集
令和8年2月	入居者審査
令和9年第1回定例会	生活ホーム条例廃止議案提出
3月	改修工事終了
6月	運営開始